

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

株式会社北日本銀行（証券コード:8551）

【据置】

長期発行体格付 格付の見通し	A- 安定的
-------------------	-----------

■格付事由

- 盛岡市に本店を置く資金量1.4兆円の第二地方銀行。主要地盤の岩手県内における貸出金シェアは1割台後半と、一定のプレゼンスを有する。格付には、地元における安定した顧客基盤や、相応の収益力、健全な貸出資産の質および比較的良好な資本充実度などを反映している。金利環境の変化に伴い、収益力の改善は従前よりも見通しやすくなっている。
- 基礎的な収益力は格付相応の水準にある。コア業務純益（投信解約損益を除く、以下同じ）は、22/3期から25/3期まで40億円台で推移してきた。26/3期第3四半期累計では、経費の増加を貸出金利息などの資金利益の増加で打ち返し、前年同期比で3割弱の増益となった。26/3期第3四半期累計のROA（コア業務純益ベース）は0.3%台半ば。貸出金残高に占める変動金利貸出の割合が3分の2程度と高く、預貸金利ざやの拡大を見通しやすいため、改善が進むとJCRは考えている。
- 貸出資産の質は健全な状態を保っている。25年12月末の金融再生法開示債権比率は、1%台半ばと抑制されている。総与信に占める分類債権の比率も低く、与信費用比率は長期的にわたり低位にとどまっている。インフレなど取引先を取り巻く環境の変化には注意が必要だが、当行の健全な貸出資産の質を踏まえれば、今後も与信費用はコア業務純益で十分に吸収可能とJCRは考えている。
- 有価証券運用におけるリスクテイクに問題はない。円金利のリスク量は増加傾向にあるものの、依然として抑制された水準にある。株式など価格変動リスクの大きい資産の残高はさほど多くないため、評価益が相応のリスクバッファとなっている。
- 資本充実度は格付に十分見合う水準にある。25年9月末の調整後連結コア資本比率（貸倒引当金などを控除）は9%台半ばと、前年同月末比1ポイント超上昇した。バーゼルⅢ最終化によるリスクアセット減少の影響が大きい。今後は貸出金残高の増加やバーゼルⅢ最終化の完全適用がリスクアセットの増加要因となるが、収益力の改善により内部留保の蓄積は着実に進むとみており、現状程度の資本水準は維持可能とJCRは考えている。

（担当）坂井 英和・高澤 俊太郎

■格付対象

発行体：株式会社北日本銀行

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	A-	安定的

格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2026年3月3日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：宮尾 知浩
主任格付アナリスト：坂井 英和
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2024年10月1日)、「銀行等」(2021年10月1日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) 株式会社北日本銀行
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル